

島根労働局発表
平成28年8月5日

担当	島根労働局労働基準部
	監督課長 安田 幸次 主任監察監督官 白名 弘 (直通電話) 0852-31-1156

県内の大学生等に対するアルバイトの就労実態調査結果を公表します

～ 学生アルバイトに係る労働条件等の実態調査を初めて実施 ～

島根労働局（局長：浅野 茂充(あさの しげみつ)）では、近年「ブラックバイト」が社会問題となっていることから、島根県内における学生アルバイトを巡る労働条件や学業への支障等の現状及び課題を把握するため、平成28年6月に、島根大学、島根県立大学短期大学部及び松江工業高等専門学校の学生に対し、実態調査を行いました。今般、その結果を取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

今回の調査結果を踏まえ、県内の大学等に対し、労働基準法等の説明会やセミナーの開催を働きかけるなど、県内の学生アルバイトの労働条件の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

「実態調査結果」の概要

- アルバイト経験者の割合について
「アルバイトの経験あり」の学生は67.7%。
- 経験した業種・職種について
 - スーパーマーケット(19.1%)
 - 牛丼店、カレー店などのチェーンの飲食店(12.0%)
(但し、居酒屋、ファーストフード、ファミリーレストラン、カフェ、デリバリー店、寿司屋は除く)
 - 居酒屋(11.7%)
 - 学習塾(11.1%)
 - コンビニエンスストア(10.0%)
- 労働条件の明示について
 - 労働条件を示した書面を交付された(42.7%)
 - 労働条件を示した書面を交付されなかった(57.3%)
 - 口頭でも具体的な説明がなかった(全体の12.8%)
- 労働条件などに関するトラブルについて
労働条件などのトラブルがあった(41.2%)

(裏へ続く)

5 トラブルの内容について

- ① 採用時に合意した以上のシフトを入れられた(13.1%)
- ② 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった(8.8%)
- ③ 一方的に急なシフト変更を命じられた(8.5%)
- ④ 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった(7.7%)
- ⑤ 一方的にシフトを削られた(6.9%)

6 学業への支障について

アルバイトにより学業に支障が出た経験がある(11.2%)

7 学業へ支障が出た具体例

- テスト期間だから休みがほしいと言っても、とらせてもらえなかった。
- テスト前にシフトを強制的に入れられた。
- 休む場合、自分で代替りの人を探す必要があった。
人手不足でテスト前に休みを受けてもらえなかったことがある。

【別添資料】

資料編「島根県内で就学中の学生に係る労働条件に関する実態調査」